

## 奈良県告示第百五十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十五条の三第一項の規定により、次のとおり支出の事務を委託した。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

### 一 委託した支出事務

奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金に係る支出事務

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社JTB奈良支店

所在地 奈良市大宮町三丁目四番二九号 大宮西田ビル七階

### 三 委託事務の取扱期間

令和六年四月一日から同年七月三十一日まで